

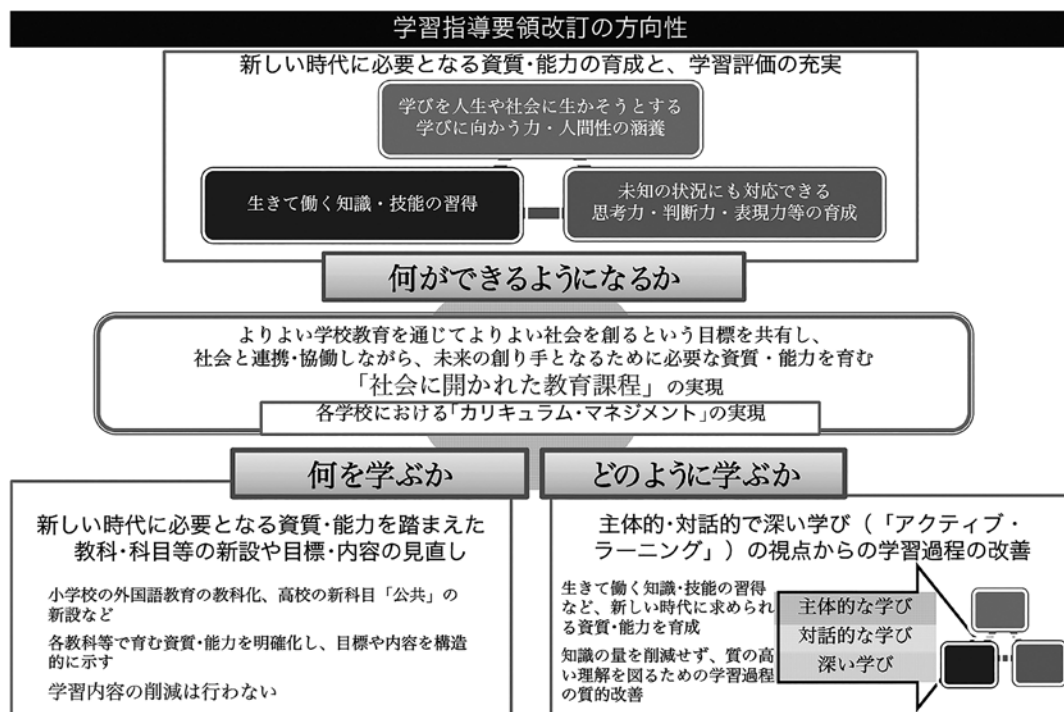
2018 年度 教員採用試験対策 オープンセサミシリーズ 補足資料
小学校・中学校 新学習指導要領(2017[平成 29]年 3 月告示)について



東京アカデミー

小学校・中学校 新学習指導要領(2017[平成29]年3月告示)について

文部科学省では、中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2016[平成28]年12月)が出されたのを受けて、学習指導要領の改訂が進められ、2017(平成29)年3月に小学校・中学校の新しい学習指導要領が告示されました。以下にその概要をまとめました。



◆ 学習指導要領等の改善の方向性

(1) 学習指導要領等の枠組みの見直し

(「学びの地図」としての枠組みづくりと、各学校における創意工夫の活性化)

・新しい学習指導要領等に向けては、以下の6点に沿って枠組みを考えていくことが必要となる。

- ①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

(新しい学習指導要領等の考え方を共有するための、総則の抜本的改善)

・学習指導要領等の改訂においては、総則の位置付けを抜本的に見直し、前述①～⑥に沿った章立てとして組み替え、全ての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて、新しい教育課程の考え方について理解を深めることができるようにすることが重要である。

(2) 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現

・「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちに資質・能力を育んでいくためには、前項(1)①～⑥に関わる事項を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子供たちの姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが求められる。こうした「カリキュラム・マネジメント」は、以下の三つの側面から捉えることができる。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCA サイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）

・子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。

・今回の改訂が目指すのは、学習の内容と方法の両方を重視し、子供の学びの過程を質的に高めていくことである。単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要になる。

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2016(平成28)年12月)概要より抜粋

◆ 新学習指導要領の今後のスケジュール

2018(平成30)年4月1日 小・中学校において移行措置開始
2020(平成32)年4月1日 小学校学習指導要領施行(全面实施)
2021(平成33)年4月1日 中学校学習指導要領施行(全面实施)

※高等学校及び特別支援学校の学習指導要領は、2017(平成29)年度内に告示予定。

◆ 改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など〕

※ 教員が授業準備などを行う時間を確保するために、16年ぶりの義務標準法改正による計画的な教職員定数の改善などの条件整備や運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成	・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語） ・学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実（小中：総則、各教科等）
理数教育の充実	・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や見通しをもった観察・実験（小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上 ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数、中：数学）、自然災害に関する内容の充実（小中：理科）
伝統や文化に関する教育の充実	・古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実
道徳教育の充実	・先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月、中：平成31年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実
体験活動の充実	・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）
外国語教育の充実	・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入 ※ 小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援 ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴やよさに気付く指導の充実

その他の重要事項

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則，各教科等）
- ・幼小，小中，中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則，各教科等）

○主権者教育，消費者教育，防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会），国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会），民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会），主体的な学級活動，児童会・生徒会活動（小中：特別活動）
- ・少子高齢社会における社会保障の意義，仕事と生活の調和と労働保護立法，情報化による産業等の構造的な変化，起業，国連における持続可能な開発のための取組（中：社会）
- ・売買契約の基礎（小：家庭），計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭）
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会），自然災害に関する内容（小中：理科）
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会），オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育，中：保健体育），障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則，道徳，特別活動）
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小中：社会）

○情報活用能力（プログラミング教育を含む）

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）
- ・コンピュータでの文字入力等の習得，プログラミング的思考の育成（小：総則，各教科等（算数，理科，総合的な学習の時間など））

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（中：総則）

○子供たちの発達の支援（障害に応じた指導，日本語の能力等に応じた指導，不登校等）

- ・学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実について，小学校段階から明記。（小中：総則，特別活動）
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成，各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則，各教科等）
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程（小中：総則），夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（中：総則）

5. 各教科・科目等の内容の見直し

国語	・国語で理解し表現する資質・能力を育成するため、構造と内容の把握、精査・解釈、考えの形成など、学習過程に着目した指導の改善・充実を図るとともに、語彙力や、情報を多面的・多角的に精査し構造化する力などを高める学習を重視する。 ・「学年別漢字配当表」に都道府県名に用いる漢字を加えるなど、漢字指導の改善・充実を図るとともに、我が国の言語文化を享受し、その担い手として継承・発展させる態度を育てる。
社会	・グローバル化、持続可能な社会の形成、産業構造の変化、防災・安全への対応、海洋や国土の理解、主権者の育成等の現代的な諸課題に対応して必要な内容を見直す。具体的には、高等学校における履修科目への接続の観点も踏まえ、小学校では、世界の国々との関わり、政治の働き、地域社会、生活や産業の変化、自然災害等、中学校では、地球規模の課題、防災・安全、世界の歴史、起業、政治等に関する指導を充実する。 ・小・中・高等学校を通じて、社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を重視する。
算数、 数学	・社会生活などの様々な場面において、必要なデータを収集して分析し、その傾向を踏まえて課題を解決したり意思決定をしたりすることが求められていることから、小・中・高等学校教育を通じて統計的な内容を充実する。 ・小・中・高等学校教育を通じて、日常生活や社会の事象や数学の事象から問題を見いだし主体的に取組む数学的活動の充実を図る。
理科	・小・中・高等学校教育を通じて、知的好奇心や探究心をもって、自然に親しみ、見通しを持って観察・実験を行い、その結果を整理し考察するなどの探究的な学習の充実を図る。 ・「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」のそれぞれの領域における特徴的な視点を整理し、各領域に関する学習の改善を図る。
生活	・体験的な学習を通じて、どのような思考力・判断力・表現力等の育成を目指すのかが具体的にできるよう、各内容項目を見直す。 ・試行・予測・工夫することなどを通して新たな気づきを生み出すことや、伝え合い表現する学習活動を行うことで学びを振り返り、気づきの質を高めることを重視する。 ・生活科を中心としたスタートカリキュラムの工夫により、幼児期の体験的・総合的な学びから徐々に意図的・系統的な学びへと円滑に移行していくことを促す。
音楽	・感性を働かせて、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。 ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。
美術 （図画工作、 美術）	・感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。 ・生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。
家庭、 技術・ 家庭	・家庭科、技術・家庭科家庭分野においては、家族・家庭生活、乳幼児、高齢者、食育、日本の生活文化、金銭管理、消費生活や環境に配慮したライフスタイル、生涯の生活設計等に関する内容や学習活動を充実する。 ・技術・家庭科技術分野においては、情報の技術に関して、プログラミングや情報セキュリティについて充実する。また、知的財産を創造・保護・活用する態度や技術にかかわる倫理観の育成等を重視する。

体育、保健体育	・心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフの実現を重視し、健康に関する概念や「する・みる・支える・知る」の多様な関わりと関連付けて内容等の改善を図る。また、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方が共有できるよう配慮する。 ・運動やスポーツの習慣化につなげる観点から、体づくり運動の内容等について改善を図るとともに、オリンピック・パラリンピックに関する指導を通して、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう内容等の改善を図る。 ・心の健康、現代的な健康課題の解決に関わる内容及び一次予防のみならず、二次予防や三次予防に関する内容の改善を図る。また、けがの手当や心肺蘇生法等の技能に関する内容の改善を図る。
外国語	・各学校段階の学びを接続させるため、育成する資質・能力を三つの柱に整理した上で、国際的な基準であるCEFRなどを参考に、小・中・高等学校で一貫した「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の五つの領域別の目標を設定する。 ・小学校では、中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動（年間 35 単位時間）を導入し、外国語に慣れ親しみ、学習への動機付けを高めた上で、高学年から段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加え、系統性を持たせた指導を行う教科（年間 70 単位時間）として位置付ける。 ・中学校では、互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視し、授業を外国語で行うことを基本とするとともに、具体的な課題等を設定するなどして、学習した語彙・表現などを実際に活用する活動を充実させ、言語活動の実質化を図る。
道徳教育	・小・中学校では、平成 27 年 3 月に学習指導要領等の一部改正を行い、「特別の教科 道徳」を新たに位置付けており、それに基づき「考え、議論する」道徳の授業への転換を図るとともに、各教科等で「学びに向かう力、人間性等」を育てることで道徳性を養う。 ・いじめへの対応、情報モラル等の現代的な課題への対応に加え、積極的な社会参画、障害者理解（「心のバリアフリー」）に関する取組の充実を図る。
特別活動	・「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つの視点を踏まえて目標及び内容を整理し、各活動の趣旨をより明確化する。また、小・中・高等学校を通じて学級（ホームルーム）経営との関連を図ることを明確化する。 ・学級活動の内容構成を見直し、小・中・高等学校を通じて、学級の課題を自分たちで見いだして解決に向けて話し合う活動を重視すること、学校教育全体で行うキャリア教育の中核的な役割を果たすことを明確化する。 ・主権者教育の視点、防災を含む安全教育、自然の中での集団宿泊活動の充実を図る。
学習の時間 総合的な	・総合的な学習の時間の目標は、各学校の学校教育目標を踏まえて設定することとするなど、目標や内容の設定についての考え方を示す。 ・総合的な学習の時間を通して育成する資質・能力について、探究のプロセスを通じて働く学習方法（思考スキル）に関する資質・能力を例示するなどの示し方の工夫を行う。

6. 新学習指導要領における標準授業時数

[小学校]

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
国語	306 (306)	315 (315)	245 (245)	245 (245)	175 (175)	175 (175)	1461 (1461)
社会	－ (－)	－ (－)	70 (70)	90 (90)	100 (100)	105 (105)	365 (365)
算数	136 (136)	175 (175)	175 (175)	175 (175)	175 (175)	175 (175)	1011 (1011)
理科	－ (－)	－ (－)	90 (90)	105 (105)	105 (105)	105 (105)	405 (405)
生活	102 (102)	105 (105)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	207 (207)
音楽	68 (68)	70 (70)	60 (60)	60 (60)	50 (50)	50 (50)	358 (358)
図画 工作	68 (68)	70 (70)	60 (60)	60 (60)	50 (50)	50 (50)	358 (358)
家庭	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	60 (60)	55 (55)	115 (115)
体育	102 (102)	105 (105)	105 (105)	105 (105)	90 (90)	90 (90)	597 (597)
外国語	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	70 (－)	70 (－)	140 (－)
特別の 教科 である 道徳 (道徳)	34 (34)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	209 (209)
外国語 活動	－ (－)	－ (－)	35 (－)	35 (－)	－ (35)	－ (35)	70 (70)
総合的 な学習 の時間	－ (－)	－ (－)	70 (70)	70 (70)	70 (70)	70 (70)	280 (280)
特別 活動	34 (34)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	209 (209)
合計	850 (850)	910 (910)	980 (945)	1015 (980)	1015 (980)	1015 (980)	5785 (5645)

[中学校]

	1年	2年	3年	計
国語	140 (140)	140 (140)	105 (105)	385 (385)
社会	105 (105)	105 (105)	140 (140)	350 (350)
数学	140 (140)	105 (105)	140 (140)	385 (385)
理科	105 (105)	140 (140)	140 (140)	385 (385)
音楽	45 (45)	35 (35)	35 (35)	115 (115)
美術	45 (45)	35 (35)	35 (35)	115 (115)
保健 体育	105 (105)	105 (105)	105 (105)	315 (315)
技術・ 家庭	70 (70)	70 (70)	35 (35)	175 (175)
外国語	140 (140)	140 (140)	140 (140)	420 (420)
特別の 教科 である 道徳 (道徳)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	105 (105)
総合的 な学習 の時間	50 (50)	70 (70)	70 (70)	190 (190)
特別 活動	35 (35)	35 (35)	35 (35)	105 (105)
合計	1015 (1015)	1015 (1015)	1015 (1015)	3045 (3045)

()内は現行の学習指導要領、網掛け部分は変更された箇所
表中の授業時数の1単位時間は小学校45分、中学校50分

お知らせ

文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/>) には、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」、新旧の小学校・中学校学習指導要領、幼稚園教育要領の全文が掲載されています。そちらも合わせてご覧ください。

◆ 小学校学習指導要領 新旧対照表(抜粋)

※文中の下線部は変更点を示す。なお、比較対象しやすくするため、旧学習指導要領については順序を入れ替えている箇所がある。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。 学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。 児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校学習指導要領を定める。	

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
第1章 総則	第1章 総則
第1 小学校教育の基本と教育課程の役割 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、<u>第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。</u> (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、<u>学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。</u> (2) <u>道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。</u> 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。 道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。 (3) <u>学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。</u>特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、<u>家庭科及び特別活動の時間</u>はもとより、<u>各教科、道</u>	第1 教育課程編成の一般方針 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、<u>地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。</u> 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、<u>児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。</u>その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、<u>家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。</u> 2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。 道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。 3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、<u>家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。</u>また、それらの指導を通して、家庭や地域

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となること<u>が期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)</u>の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。 (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。 4 <u>各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)</u>に努めるものとする。 第2 教育課程の編成 1 <u>各学校の教育目標と教育課程の編成</u> 教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、<u>各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。</u> 2 <u>教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成</u> (1) <u>各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。</u> (2) <u>各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。</u> 3 <u>教育課程の編成における共通的事項</u> (1) <u>内容等の取扱い</u> ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動	社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう<u>配慮しなければならない。</u> 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項 1 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。 イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず<u>加えて</u>指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。 ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。 エ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。 オ 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、<u>各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。</u> カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、<u>その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。</u> (2)授業時数等の取扱い ア 各教科等の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。 イ 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。 ウ <u>各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。</u>	特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。 3 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動<u>並びに各学年の内容</u>に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。 4 学年の<u>目標及び内容</u>を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を<u>地域や学校及び児童の実態</u>に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。 5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、<u>各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。</u> 6 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。 第3 授業時数等の取扱い 1 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。<u>なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。</u> 2 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
(ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。 (イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。 (ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。 (エ) 各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。 エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。 (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。 ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。 イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。 ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。 エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。 4 学校段階等間の接続 教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。 (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。 また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても	3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。 4 各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。 5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。 (3) 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにすること。 (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。 (2) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。 (4) 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
<u>生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。</u> <u>(2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。</u> 第3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。 特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。 (2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。 (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。 あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。 ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動 イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動 (4) 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振	2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。 (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。 (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。 (5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。 (6) 児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。 (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。 2 学習評価の充実 学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意味や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。 (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。 第4 児童の発達の支援 1 児童の発達を支える指導の充実 教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。 あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。 (2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。 (3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見	しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。 (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。 (5) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。 (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。 (11) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。 (3) 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。

新(平成 29 年告示)	旧(平成 20 年告示, 平成 27 年一部改正)
通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。 (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第 3 の 1 の (3) に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。 2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1) 障害のある児童などへの指導 ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。 イ 特別支援学級において実施する特別的教育課程については、次のとおり編成するものとする。 (7) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。 (4) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。 ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別的教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。 エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別的教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。 (2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導 ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経	(6) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。 (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。 (8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。 イ <u>日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。</u> (3) <u>不登校児童への配慮</u> ア <u>不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</u> イ <u>相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。</u> 第5 学校運営上の留意事項 1 <u>教育課程の改善と学校評価等</u> ア <u>各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。</u> イ <u>教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</u> 2 <u>家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</u> <u>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u> ア <u>学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。</u> イ <u>他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u> 第6 道徳教育に関する配慮事項 <u>道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。</u> 1 <u>各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育</u>	生かすなどの適切な指導を行うこと。 (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、<u>小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。</u> 3 <u>道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u> (1) <u>各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師(以下「道德教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。なお、道德教育の全体計画の作成に当たっては、<u>児童や学校、地域</u>の実態を考慮して、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、道德科の指導方針、第3章特別の教科道德の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。 2 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。 (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。 (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。 (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実をめぐること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。 4 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。	標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師(以下「道德教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。なお、道德教育の全体計画の作成に当たっては、<u>児童、学校及び地域</u>の実態を考慮して、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、道德科の指導方針、第3章特別の教科道德の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。 (2) 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。 ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。 イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。 ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実をめぐること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。 (3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。 (4) 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。
第2章 各教科	第2章 各教科
第1節 国語 第1 目標 <u>言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) <u>日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。</u> (2) <u>日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。</u> (3) <u>言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を</u>	第1節 国語 第1 目標 <u>国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 別表 学年別漢字配当表(略) 第2節 社会 第1 目標 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。 (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。 (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第3節 算数 第1 目標 数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。 (2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。 (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第4節 理科 第1 目標 自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然	第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 別表 学年別漢字配当表(略) 第2節 社会 第1 目標 社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第3節 算数 第1 目標 算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第4節 理科 第1 目標 自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てると

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。 (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。 (3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第5節 生活 第1 目標 具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。 (2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。 (3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第6節 音楽 第1 目標 表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。 (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。 (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第7節 図画工作 第1 目標 表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくり表したりすることができるようにする。 (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作	もに、自然の事物・現象についての実感を持った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第5節 生活 第1 目標 具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第6節 音楽 第1 目標 表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第7節 図画工作 第1 目標 表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。 (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第8節 家庭 第1 目標 生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。 (2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。 (3) 家庭生活を大切にする心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。 第2 各学年の内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第9節 体育 第1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。 (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。 (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 新設 第10節 外国語 第1 目標 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の動きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるように	第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第8節 家庭 第1 目標 衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にする心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第9節 体育 第1 目標 心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略)

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
する。 (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。 (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。 第2 各言語の目標及び内容等(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略)	
第3章 特別の教科 道徳	第3章 特別の教科 道徳
第1 目標 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 第2 内容 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。 A 主として自分自身に関すること [善悪の判断、自律、自由と責任] [第1学年及び第2学年] よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。 [第3学年及び第4学年] 正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。 [第5学年及び第6学年] 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。 [正直、誠実] [第1学年及び第2学年] うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。 [第3学年及び第4学年] 過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。 [第5学年及び第6学年] 誠実に、明るい心で生活すること。 [節度、節制] [第1学年及び第2学年] 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 [第3学年及び第4学年] 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 [第5学年及び第6学年] 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	第1 目標 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 第2 内容 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。 A 主として自分自身に関すること [善悪の判断、自律、自由と責任] [第1学年及び第2学年] よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。 [第3学年及び第4学年] 正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。 [第5学年及び第6学年] 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。 [正直、誠実] [第1学年及び第2学年] うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。 [第3学年及び第4学年] 過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。 [第5学年及び第6学年] 誠実に、明るい心で生活すること。 [節度、節制] [第1学年及び第2学年] 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 [第3学年及び第4学年] 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 [第5学年及び第6学年] 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
[個性の伸長] [第1学年及び第2学年] 自分の特徴に気付くこと。 [第3学年及び第4学年] 自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。 [第5学年及び第6学年] 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。 [希望と勇気、努力と強い意志] [第1学年及び第2学年] 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。 [第3学年及び第4学年] 自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。 [第5学年及び第6学年] より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。 [真理の探究] [第5学年及び第6学年] 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。 B 主として人との関わりに関すること [親切、思いやり] [第1学年及び第2学年] 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。 [第3学年及び第4学年] 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。 [第5学年及び第6学年] 誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。 [感謝] [第1学年及び第2学年] 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。 [第3学年及び第4学年] 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。 [第5学年及び第6学年] 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。 [礼儀] [第1学年及び第2学年] 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。 [第3学年及び第4学年] 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。 [第5学年及び第6学年] 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。 [友情、信頼] [第1学年及び第2学年] 友達と仲よくし、助け合うこと。 [第3学年及び第4学年] 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。	[個性の伸長] [第1学年及び第2学年] 自分の特徴に気付くこと。 [第3学年及び第4学年] 自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。 [第5学年及び第6学年] 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。 [希望と勇気、努力と強い意志] [第1学年及び第2学年] 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。 [第3学年及び第4学年] 自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。 [第5学年及び第6学年] より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。 [真理の探究] [第5学年及び第6学年] 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。 B 主として人との関わりに関すること [親切、思いやり] [第1学年及び第2学年] 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。 [第3学年及び第4学年] 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。 [第5学年及び第6学年] 誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。 [感謝] [第1学年及び第2学年] 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。 [第3学年及び第4学年] 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。 [第5学年及び第6学年] 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。 [礼儀] [第1学年及び第2学年] 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。 [第3学年及び第4学年] 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。 [第5学年及び第6学年] 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。 [友情、信頼] [第1学年及び第2学年] 友達と仲よくし、助け合うこと。 [第3学年及び第4学年] 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
〔第5学年及び第6学年〕 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。 〔相互理解、寛容〕 〔第3学年及び第4学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。 〔第5学年及び第6学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。 C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔規則の尊重〕 〔第1学年及び第2学年〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 〔第3学年及び第4学年〕 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。 〔第5学年及び第6学年〕 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。 〔公正、公平、社会正義〕 〔第1学年及び第2学年〕 自分の好き嫌いとらわれないで接すること。 〔第3学年及び第4学年〕 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。 〔第5学年及び第6学年〕 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。 〔勤労、公共の精神〕 〔第1学年及び第2学年〕 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。 〔第3学年及び第4学年〕 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。 〔第5学年及び第6学年〕 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。 〔家族愛、家庭生活の充実〕 〔第1学年及び第2学年〕 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。 〔第3学年及び第4学年〕 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。 〔第5学年及び第6学年〕 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。 〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕 〔第1学年及び第2学年〕 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	〔第5学年及び第6学年〕 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。 〔相互理解、寛容〕 〔第3学年及び第4学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。 〔第5学年及び第6学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。 C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔規則の尊重〕 〔第1学年及び第2学年〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 〔第3学年及び第4学年〕 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。 〔第5学年及び第6学年〕 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。 〔公正、公平、社会正義〕 〔第1学年及び第2学年〕 自分の好き嫌いとらわれないで接すること。 〔第3学年及び第4学年〕 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。 〔第5学年及び第6学年〕 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。 〔勤労、公共の精神〕 〔第1学年及び第2学年〕 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。 〔第3学年及び第4学年〕 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。 〔第5学年及び第6学年〕 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。 〔家族愛、家庭生活の充実〕 〔第1学年及び第2学年〕 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。 〔第3学年及び第4学年〕 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。 〔第5学年及び第6学年〕 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。 〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕 〔第1学年及び第2学年〕 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
[第3学年及び第4学年] 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。 [第5学年及び第6学年] 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。 [伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度] [第1学年及び第2学年] 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。 [第3学年及び第4学年] 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。 [第5学年及び第6学年] 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。 [国際理解, 国際親善] [第1学年及び第2学年] 他国の人々や文化に親しむこと。 [第3学年及び第4学年] 他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。 [第5学年及び第6学年] 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。 D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] [第1学年及び第2学年] 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。 [第3学年及び第4学年] 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。 [第5学年及び第6学年] 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえないものであることを理解し、生命を尊重すること。 [自然愛護] [第1学年及び第2学年] 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。 [第3学年及び第4学年] 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。 [第5学年及び第6学年] 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。 [感動, 畏敬の念] [第1学年及び第2学年] 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。 [第3学年及び第4学年] 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。 [第5学年及び第6学年] 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。 [よりよく生きる喜び] [第5学年及び第6学年] よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解	[第3学年及び第4学年] 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。 [第5学年及び第6学年] 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。 [伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度] [第1学年及び第2学年] 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。 [第3学年及び第4学年] 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。 [第5学年及び第6学年] 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。 [国際理解, 国際親善] [第1学年及び第2学年] 他国の人々や文化に親しむこと。 [第3学年及び第4学年] 他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。 [第5学年及び第6学年] 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。 D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] [第1学年及び第2学年] 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。 [第3学年及び第4学年] 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。 [第5学年及び第6学年] 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえないものであることを理解し、生命を尊重すること。 [自然愛護] [第1学年及び第2学年] 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。 [第3学年及び第4学年] 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。 [第5学年及び第6学年] 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。 [感動, 畏敬の念] [第1学年及び第2学年] 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。 [第3学年及び第4学年] 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。 [第5学年及び第6学年] 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。 [よりよく生きる喜び] [第5学年及び第6学年] よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
し、人間として生きる喜びを感じることを。 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。 (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。 (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。 (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。 (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。 (6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。 (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、	し、人間として生きる喜びを感じることを。 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。 (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。 (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。 (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。 (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。 (6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。 (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。 3 教材については、次の事項に留意するものとする。 (1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。 (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。 ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。 イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。 ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。 4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。	家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。 3 教材については、次の事項に留意するものとする。 (1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。 (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。 ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。 イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。 ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。 4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。
第4章 外国語活動	第4章 外国語活動
第1 目標 <u>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> <u>(1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。</u> <u>(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。</u> <u>(3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</u> 第2 各言語の目標及び内容等 英語 1 目標 <u>英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、話すこと[やり取り]、話すこと[発表]の三つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。</u> <u>(1) 聞くこと</u> ア <u>ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るよう</u>	第1 目標 <u>外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
にする。 イ ゆっくりはつきりと話された際に、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする。 ウ 文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるかが分かるようにする。 (2) 話すこと[やり取り] ア 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。 イ 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。 ウ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。 (3) 話すこと[発表] ア 身の回りの物について、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。 イ 自分のことについて、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。 ウ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。 2 内容 [第3学年及び第4学年] [知識及び技能] (1) 英語の特徴等に関する事項 実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。 ア 言語を用いて<u>主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること。</u> イ 日本と外国の言語や文化について<u>理解すること。</u> (7) 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。 (4) 日本と外国との生活や習慣、行事などの違いを知り、多様な考え方があることに気付くこと。 (ウ) 異なる文化をもつ人々との交流などを体験し、文化等に対する理解を深めること。 [思考力、判断力、表現力等] (2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項 具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しな	第2 内容 [第5学年及び第6学年] 1 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。 (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。 (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。 (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。 2 日本と外国の言語や文化について、<u>体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。</u> (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。 (2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。 (3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
がら、伝え合うこと。 イ 身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしったり質問に答えたりすること。 (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 ① 言語活動に関する事項 (2) に示す事項については、(1) に示す事項を活用して、例えば次のような言語活動を通して指導する。 ア 聞くこと (7) 身近で簡単な事柄に関する短い話を聞いておおよそ内容を分かたりする活動。 (4) 身近な人や身の回りの物に関する簡単な語句や基本的な表現を聞いて、それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。 (ウ) 文字の読み方が発音されるのを聞いて、活字で書かれた文字と結び付ける活動。 イ 話すこと〔やり取り〕 (7) 知り合いと簡単な挨拶を交わしたり、感謝や簡単な指示、依頼をして、それらに応じたりする活動。 (4) 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、好みや要求などの自分の気持ちや考えなどを伝え合う活動。 (ウ) 自分や相手の好み及び欲しい物などについて、簡単な質問をしったり質問に答えたりする活動。 ウ 話すこと〔発表〕 (7) 身の回りの物の数や形状などについて、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら話す活動。 (4) 自分の好き嫌いや、欲しい物などについて、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら話す活動。 (ウ) 時刻や曜日、場所など、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを話す活動。 ② 言語の働きに関する事項 言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。 ア 言語の使用場面の例 (7) 児童の身近な暮らしに関わる場面 ・家庭での生活 ・学校での学習や活動 ・地域の行事 ・子供の遊び など (4) 特有の表現がよく使われる場面 ・挨拶 ・自己紹介 ・買物 ・食事 ・道案内 など イ 言語の働きの例 (7) コミュニケーションを円滑にする ・挨拶をする ・相づちを打つ など (4) 気持ちを伝える ・礼を言う ・褒める など (ウ) 事実・情報を伝える ・説明する ・答える など (エ) 考えや意図を伝える	(第3の2(1)より移行) オ 外国語でのコミュニケーションを体験させるに当たり、主として次に示すようなコミュニケーションの場面やコミュニケーションの働きを取り上げるようにすること。 〔コミュニケーションの場面の例〕 (4) 児童の身近な暮らしにかかわる場面 ・家庭での生活 ・学校での学習や活動 ・地域の行事 ・子どもの遊び など (7) 特有の表現がよく使われる場面 ・あいさつ ・自己紹介 ・買物 ・食事 ・道案内 など 〔コミュニケーションの働きの例〕 (7) 相手との関係を円滑にする (4) 気持ちを伝える (ウ) 事実を伝える (エ) 考えや意図を伝える

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
・申し出る ・意見を言う など (オ) 相手の行動を促す ・質問する ・依頼する ・命令する など 3 指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成に当たっては、<u>第5学年及び第6学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら、次の事項に配慮するものとする。</u> ア <u>単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。</u> イ <u>学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通じて外国語活動の目標の実現を図るようにすること。</u> ウ <u>実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を行う際は、2の(1)に示す事項について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行うこと。また、英語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いながら、友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行うこと。</u> エ <u>言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科など、他教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。</u> オ <u>外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めるようにすること。言語活動で扱う題材についても、我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。</u> カ <u>障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</u>	(オ) 相手の行動を促す 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。 (3) 第2の内容のうち、主として言語や文化に関する2の内容の指導については、主としてコミュニケーションに関する1の内容との関連を図るようにすること。その際、言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにすること。 (第3の2より移行) (2) 児童の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。 ア 第5学年における活動 外国語を初めて学習することに配慮し、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に、友達とのかかわりを大切にしたい体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。 イ 第6学年における活動 第5学年の学習を基礎として、友達とのかかわりを大切にしながら、児童の日常生活や学校生活に加え、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。 (4) 指導内容や活動については、児童の興味・関心にあつたものとし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。 (第3の2(1)より移行) エ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
キ <u>学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。</u> (2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 ア <u>英語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。</u> イ <u>文字については、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱うこと。</u> ウ <u>言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。</u> エ <u>身近で簡単な事柄について、友達に質問をしたり質問に答えたりする力を育成するため、ペア・ワーク、グループ・ワークなどの学習形態について適宜工夫すること。その際、相手とコミュニケーションを行うことに課題がある児童については、個々の児童の特性に応じて指導内容や指導方法を工夫すること。</u> オ <u>児童が身に付けるべき資質・能力や児童の実態、教材の内容などに応じて、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し、児童の興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図るようにすること。</u> カ <u>各単元や各時間の指導に当たっては、コミュニケーションを行う目的、場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を明確に示すことにより、児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること。</u>	(5) <u>指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。</u> 2 <u>第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</u> (1) <u>2学年間を通じ指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。</u> ア <u>外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。</u> イ <u>外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること。</u> ウ <u>言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。</u>
第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 <u>外国語活動においては、言語やその背景にある文化に対する理解が深まるよう指導するとともに、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を行う際は、英語を取り扱うことを原則とすること。</u> 2 <u>第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。</u>	(第3の1より移行) (6) <u>音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。その際、使用する視聴覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。</u> (第3の1より移行) (1) <u>外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること。</u> (第3の1より移行) (7) <u>第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
第5章 総合的な学習の時間	第5章 総合的な学習の時間
第1 目標 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。 (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。 (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。 第2 各学校において定める目標及び内容 1 目標 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。 2 内容 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。 3 各学校において定める目標及び内容の取扱い 各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。 (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。 (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。 (4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。 (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。 ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。 イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。	第1 目標 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。 第2 各学校において定める目標及び内容 1 目標 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。 2 内容 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。 (第3の1より移行) (3) 第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。 (第3の1より移行) (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
ウ <u>学びに向かう力, 人間性等については, 自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。</u> (7) <u>目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については, 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ, 活用されるものとなるよう配慮すること。</u> 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては, 次の事項に配慮するものとする。 (1) <u>年間や, 単元など内容や時間のまとまりを見通して, その中で育む資質・能力の育成に向けて, 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際, 児童や学校, 地域の実態等に応じて, 児童が探究的な見方・考え方を働かせ, 教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。</u> (2) <u>全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては, 学校における全教育活動との関連の下に, 目標及び内容, 学習活動, 指導方法や指導体制, 学習の評価の計画などを示すこと。</u> (3) <u>他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け, 学習や生活において生かし, それらが総合的に働くようにすること。その際, 言語能力, 情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。</u> (4) <u>他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ, 第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。</u> (5) <u>各学校における総合的な学習の時間の名称については, 各学校において適切に定めること。</u> (6) <u>障害のある児童などについては, 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的, 組織的に行うこと。</u> (7) <u>第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき, 道德科などとの関連を考慮しながら, 第3章特別の教科道德の第2に示す内容について, 総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。</u> 2 第2の内容の取扱いについては, 次の事項に配慮するものとする。 (1) <u>第2の各学校において定める目標及び内容に基づき, 児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。</u> (2) <u>探究的な学習の過程においては, 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や, 言語により分析し, まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際, 例えば, 比較する, 分類する, 関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。</u> (3) <u>探究的な学習の過程においては, コンピュータや</u>	(第3の1より移行) (4) <u>育てようとする資質や能力及び態度については, 例えば, 学習方法に関すること, 自分自身に関すること, 他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。</u> 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては, 次の事項に配慮するものとする。 (2) <u>地域や学校, 児童の実態等に応じて, 教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習, 探究的な学習, 児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</u> (1) <u>全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては, 学校における全教育活動との関連の下に, 目標及び内容, 育てようとする資質や能力及び態度, 学習活動, 指導方法や指導体制, 学習の評価の計画などを示すこと。</u> (6) <u>各教科, 道德科, 外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け, 学習や生活において生かし, それらが総合的に働くようにすること。</u> (7) <u>各教科, 道德科, 外国語活動及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ, 第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。</u> (8) <u>各学校における総合的な学習の時間の名称については, 各学校において適切に定めること。</u> (9) <u>第1章総則の第1の2に示す道德教育の目標に基づき, 道德科などとの関連を考慮しながら, 第3章特別の教科道德の第2に示す内容について, 総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。</u> 2 第2の内容の取扱いについては, 次の事項に配慮するものとする。 (1) <u>第2の各学校において定める目標及び内容に基づき, 児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。</u> (2) <u>問題の解決や探究活動の過程においては, 他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や, 言語により分析し, まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。 (4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。 (5) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、<u>探究的な学習の過程に適切に位置付けること。</u> (6) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、<u>全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。</u> (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。 (8) 国際理解に関する学習を行う際には、<u>探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u> (9) 情報に関する学習を行う際には、<u>探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u> <u>第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。</u>	(3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。 (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、<u>問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。</u> (5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。 (7) 国際理解に関する学習を行う際には、<u>問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u> (8) 情報に関する学習を行う際には、<u>問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u>
第6章 特別活動	第6章 特別活動
第1 目標 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、<u>様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</u> (1) <u>多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方</u>を身に付けるようにする。 (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、<u>解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</u> (3) <u>自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</u>	第1 目標 <u>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 1 目標 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 2 内容 1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1)学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 学級生活の充実や向上のため、児童が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 児童会など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、学級としての提案や取組を話し合って決めること。 (2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 基本的な生活習慣の形成 身の回りの整理や挨拶などの基本的な生活習慣を身に付け、節度ある生活にすること。 イ よりよい人間関係の形成 学級や学校の生活において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活すること。 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。 (3)一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標を持ち、その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとすること。 イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解 清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を	第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 1 目標 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。 2 内容 〔共通事項〕 (1)学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 (2)日常の生活や学習への適応及び健康安全 イ 基本的な生活習慣の形成 ウ 望ましい人間関係の形成 カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 ア 希望や目標をもって生きる態度の形成 エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。 ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 <u>学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。</u> 3 内容の取扱い (1) 指導に当たっては、各学年段階で特に次の事項に配慮すること。 〔第1学年及び第2学年〕 <u>話し合いの進め方に沿って、自分の意見を発したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、生活をよくするための目標を決めて実行すること。</u> 〔第3学年及び第4学年〕 <u>理由を明確にして考えを伝えたり、自分と異なる意見も受け入れたりしながら、集団としての目標や活動内容について合意形成を図り、実践すること。自分のよさや役割を自覚し、よく考えて行動するなど節度ある生活を送ること。</u> 〔第5学年及び第6学年〕 <u>相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして、多様な意見のよさを積極的に生かして合意形成を図り、実践すること。高い目標をもって粘り強く努力し、自他のよさを伸ばし合うようにすること。</u> (2) 2の(3)の指導に当たっては、<u>学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。</u> 〔児童会活動〕 1 目標 <u>異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</u> 2 内容 <u>1の資質・能力を育成するため、学校の全児童をもって組織する児童会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</u> (1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 <u>児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。</u> (2) 異年齢集団による交流 <u>児童会が計画や運営を行う集会等の活動において、学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い、</u>	オ 学校図書館の利用 〔第1学年及び第2学年〕 <u>学級を単位として、仲良く助け合い学級生活を楽しむとともに、日常の生活や学習に進んで取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。</u> 〔第3学年及び第4学年〕 <u>学級を単位として、協力し合って楽しい学級生活をつくるとともに、日常の生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。</u> 〔第5学年及び第6学年〕 <u>学級を単位として、信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるとともに、日常の生活や学習に自主的に取り組もうとする態度の向上に資する活動を行うこと。</u> (第3の1より移行) (2) 〔学級活動〕などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫すること。 〔児童会活動〕 1 目標 <u>児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。</u> 2 内容 <u>学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。</u> (1) 児童会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
交流を図ること。 (3) 学校行事への協力 <u>学校行事の特質に応じて、児童会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に協力したりすること。</u> 3 内容の取扱い (1) 児童会の計画や運営は、主として高学年の児童が行うこと。<u>その際、学校的全児童が主体的に活動に参加できるものとなるよう配慮すること。</u> 〔クラブ活動〕 1 目標 <u>異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</u> 2 内容 <u>1の資質・能力を育成するため、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</u> (1) クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 <u>児童が活動計画を立て、役割を分担し、協力して運営に当たること。</u> (2) クラブを楽しむ活動 <u>異なる学年の児童と協力し、創意工夫を生かしながら共通の興味・関心を追求すること。</u> (3) クラブの成果の発表 <u>活動の成果について、クラブの成員の発意・発想を生かし、協力して全校の児童や地域の人々に発表すること。</u> 〔学校行事〕 1 目標 <u>全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</u> 2 内容 <u>1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</u> (1) 儀式的行事 <u>学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。</u> (2) 文化的行事 <u>平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。</u> (3) 健康安全・体育的行事 <u>心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、</u>	(3) 学校行事への協力 (第3の2より移行) (3) 〔児童会活動〕の運営は、主として高学年の児童が行うこと。 〔クラブ活動〕 1 目標 <u>クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。</u> 2 内容 <u>学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動を行うこと。</u> (1) クラブの計画や運営 (2) クラブを楽しむ活動 (3) クラブの成果の発表 〔学校行事〕 1 目標 <u>学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。</u> 2 内容 <u>全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</u> (1) 儀式的行事 <u>学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。</u> (2) 文化的行事 <u>平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。</u> (3) 健康安全・体育的行事 <u>心身の健全な発達や健康の保持増進などについて</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するように<u>すること</u>。 (4) 遠足・集団宿泊の行事 自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を<u>築く</u>などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるように<u>すること</u>。 (5) 勤労生産・奉仕の行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるように<u>すること</u>。	の関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するよう<u>な活動を行うこと</u>。 (4) 遠足・集団宿泊の行事 自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての<u>望ましい</u>体験を積むことができるよう<u>な活動を行うこと</u>。 (5) 勤労生産・奉仕の行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるよう<u>な活動を行うこと</u>。
3 内容の取扱い (1) 児童や学校、地域の実態に応じて、2に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、<u>各行事の趣旨を生かした上で</u>、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの<u>事後の活動</u>を充実すること。	(第3の2より移行) (4) [学校行事]については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、<u>異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い</u>、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう<u>工夫すること</u>。
第3 指導計画の作成と内容の取扱い	第3 指導計画の作成と内容の取扱い
1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、<u>その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること</u>。その際、<u>よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう</u>、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、<u>様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み</u>中で、<u>互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすること</u>を重視すること。 (2) 各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際、<u>学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童の発達の段階などを考慮するとともに、第2に示す内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り</u>、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。 (3) 学級活動における児童の<u>自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童についての理解を深め、教師と児童、児童相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること</u>。その際、特に、<u>いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること</u>。 (4) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を	1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、<u>学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮し</u>、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、<u>各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること</u>。 (3) [クラブ活動]については、<u>学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し実施できるようにすること</u>。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。 (5) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。 (6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。 (2) 児童及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。 (3) 学校生活への適応や人間関係の形成などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初や各学年のはじめにおいては、個々の児童が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて、児童の家庭との連絡を密にすること。 (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。	(4) 第1章総則の第1の2に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) [学級活動]、[児童会活動]及び[クラブ活動]の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。 (2) [学級活動]については、学級、学校及び児童の実態、学級集団の育成上の課題や発達の課題及び第1章総則の第4の3の(2)に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年段階において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、学級経営の充実を図り、個々の児童についての理解を深め、児童との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

◆ 中学校学習指導要領 新旧対照表(抜粋)

※文中の下線部は変更点を示す。なお、比較対象しやすくするため、旧学習指導要領については順序を入れ替えている箇所がある。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。 - 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 - 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 - 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 - 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 - 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。 学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。 生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び小学校教育の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに中学校学習指導要領を定める。	

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
第1章 総則	第1章 総則
第1 中学校教育の基本と教育課程の役割 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、<u>第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</u> (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、<u>学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。</u> (2) <u>道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。</u> 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。 道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。 (3) <u>学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。</u>特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、	第1 教育課程編成の一般方針 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。 2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。 道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。 3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、<u>技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。</u>また、それらの指導を通して、

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となること<u>が期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。</u> (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。 4 <u>各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。</u> 第2 教育課程の編成 1 <u>各学校の教育目標と教育課程の編成</u> 教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、<u>教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。</u> 2 <u>教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成</u> (1) <u>各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。</u> (2) <u>各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。</u> 3 <u>教育課程の編成における共通的事項</u> (1) <u>内容等の取扱い</u> ア 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動	家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう<u>配慮しなければならない。</u> 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項 1 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。 イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず<u>加えて</u>指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。 ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。 エ 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。 オ 各学校においては、<u>生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合にあっては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担加重となることのないようにしなければならない。また、特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。</u> カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、<u>第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。</u> (2)授業時数等の取扱い ア 各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。	容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。 3 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。 4 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。 5 各学校においては、<u>選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合にあっては、地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成するものとする。</u> 6 <u>選択教科の内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めるものとする。その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。</u> 7 <u>各学校においては、第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。</u> 8 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。 第3 授業時数等の取扱い 1 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等(特別活動を除く。)や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
イ 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。 ウ <u>各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。</u> (7) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。 (4) <u>各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。</u> (7) <u>給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。</u> (エ) <u>各学校において、生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。</u> エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。 (3) <u>指導計画の作成等に当たっての配慮事項</u> 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。 ア <u>各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。</u> イ <u>各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。</u> 4 <u>学校段階間の接続</u> 教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとする。 (1) <u>小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。</u>	期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。 2 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。 3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。 4 各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。 5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。 (2) <u>各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。</u> (1) <u>各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。</u>

新(平成 29 年告示)	旧(平成 20 年告示, 平成 27 年一部改正)
(2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が可能となるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育 6 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。 第 3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 第 1 の 3 の (1) から (3) までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。 特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。 (2) 第 2 の 2 の (1) に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(7) に示すとおり読書活動を充実すること。 (3) 第 2 の 2 の (1) に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。 (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。 (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。 (6) 生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。 (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施	2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。 (10) 各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。 (6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。 (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。 (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。 2 学習評価の充実 学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意味や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。 (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。 第4 生徒の発達の支援 1 生徒の発達を支える指導の充実 教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。 (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。 (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校のエデュケーション全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。 (4) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導 (1) 障害のある生徒などへの指導 ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を	(12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。 (5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校のエデュケーション全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。 (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。 (4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校のエデュケーション全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。 (7) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。 (8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
組織的かつ計画的に行うものとする。 イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。 (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。 (イ) 生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。 ウ 障害のある生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。 エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別的教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。 (2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導 ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。 イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。 (3) 不登校生徒への配慮 ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 イ 相当の期間中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。 (4) 学齢を経過した者への配慮	関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。 (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において<u>学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。</u> イ <u>学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。</u> 第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等 ア <u>各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。</u> イ <u>教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</u> ウ <u>教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。</u> 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 <u>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u> ア <u>学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。</u> イ <u>他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。</u>	(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、<u>地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。</u> (14) 学校がその目的を達成するため、<u>地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。</u>

新(平成 29 年告示)	旧(平成 20 年告示, 平成 27 年一部改正)
第 6 道徳教育に関する配慮事項 道徳教育を進めるに当たっては、<u>道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。</u> 1 各学校においては、第 1 の 2 の (2) に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、<u>生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第 3 章特別の教科道徳の第 2 に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。</u> 2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。 4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。	3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各学校においては、第 1 の 2 に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、<u>生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第 3 章特別の教科道徳の第 2 に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。</u> (2) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。 (3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。 (4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。
第 2 章 各教科	第 2 章 各教科
第 1 節 国語 第 1 目標 <u>言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) <u>社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。</u> (2) <u>社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。</u> (3) <u>言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。</u> 第 2 各学年の目標及び内容(略)	第 1 節 国語 第 1 目標 <u>国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。</u> 第 2 各学年の目標及び内容(略)

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第2節 社会 第1 目標 <u>社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) <u>我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</u> (2) <u>社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。</u> (3) <u>社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。</u> 第2 各分野の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第3節 数学 第1 目標 <u>数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) <u>数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。</u> (2) <u>数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。</u> (3) <u>数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。</u> 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第4節 理科 第1 目標 <u>自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) <u>自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</u>	第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第2節 社会 第1 目標 <u>広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</u> 第2 各分野の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第3節 数学 第1 目標 <u>数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。</u> 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第4節 理科 第1 目標 <u>自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。</u>

新(平成 29 年告示)	旧(平成 20 年告示, 平成 27 年一部改正)
(2) 観察, 実験などを行い, 科学的に探究する力を養う。 (3) 自然の事物・現象に進んで関わり, 科学的に探究しようとする態度を養う。 第 2 各分野の目標及び内容(略) 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第 5 節 音楽 第 1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して, <u>音楽的な見方・考え方を働かせ, 生活や社会の中の音や音楽, 音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</u> (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに, <u>創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。</u> (2) 音楽表現を創意工夫することや, 音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。 (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して, 音楽を愛好する心情を育むとともに, <u>音楽に対する感性を豊かにし, 音楽に親しんでいく態度を養い, 豊かな情操を培う。</u> 第 2 各学年の目標及び内容(略) 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第 6 節 美術 第 1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して, <u>造形的な見方・考え方を働かせ, 生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに, <u>表現方法を創意工夫し, 創造的に表すことができるようにする。</u> (2) 造形的なよさや美しさ, 表現の意図と工夫, 美術の働きなどについて考え, 主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり, <u>美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。</u> (3) 美術の創造活動の喜びを味わい, 美術を愛好する心情を育み, <u>感性を豊かにし, 心豊かな生活を創造していく態度を養い, 豊かな情操を培う。</u> 第 2 各学年の目標及び内容(略) 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第 7 節 保健体育 第 1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ, <u>課題を発見し, 合理的な解決に向けた学習過程を通して, 心と体を一体として捉え, 生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに, <u>基本的な技能を身に付けるようにする。</u> (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し, <u>合理的な解決に向けて思考し判断するとともに, 他者に</u>	第 2 各分野の目標及び内容(略) 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第 5 節 音楽 第 1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して, <u>音楽を愛好する心情を育てるとともに, 音楽に対する感性を豊かにし, 音楽活動の基礎的な能力を伸ばし, 音楽文化についての理解を深め, 豊かな情操を養う。</u> 第 2 各学年の目標及び内容(略) 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第 6 節 美術 第 1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して, <u>美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに, 感性を豊かにし, 美術の基礎的な能力を伸ばし, 美術文化についての理解を深め, 豊かな情操を養う。</u> 第 2 各学年の目標及び内容(略) 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第 7 節 保健体育 第 1 目標 心と体を一体としてとらえ, <u>運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して, 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り, 明るく豊かな生活を営む態度を育てる。</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
伝える力を養う。 (3) <u>生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。</u> 第2 各学年の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第8節 技術・家庭 第1 目標 <u>生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) <u>生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。</u> (2) <u>生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなど、課題を解決する力を養う。</u> (3) <u>よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。</u> 第2 各分野の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第9節 外国語 第1 目標 <u>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) <u>外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。</u> (2) <u>コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。</u> (3) <u>外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</u> 第2 各言語の目標及び内容等(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略)	第2 各分野の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第8節 技術・家庭 第1 目標 <u>生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。</u> 第2 各分野の目標及び内容(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略) 第9節 外国語 第1 目標 <u>外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。</u> 第2 各言語の目標及び内容等(略) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い(略)
第3章 特別の教科 道徳	第3章 特別の教科 道徳
第1 目標 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、	第1 目標 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 第2 内容 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。 A 主として自分自身に関すること [自主、自律、自由と責任] 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。 [節度、節制] 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。 [向上心、個性の伸長] 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。 [希望と勇氣、克己と強い意志] より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇氣をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。 [真理の探究、創造] 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。 B 主として人との関わりに関すること [思いやり、感謝] 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。 [礼儀] 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。 [友情、信頼] 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。 [相互理解、寛容] 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。 C 主として集団や社会との関わりに関すること [遵法精神、公徳心] 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。 [公正、公平、社会正義] 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。 [社会参画、公共の精神] 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。 [勤労] 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について	としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 第2 内容 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。 A 主として自分自身に関すること [自主、自律、自由と責任] 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。 [節度、節制] 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。 [向上心、個性の伸長] 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。 [希望と勇氣、克己と強い意志] より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇氣をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。 [真理の探究、創造] 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。 B 主として人との関わりに関すること [思いやり、感謝] 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。 [礼儀] 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。 [友情、信頼] 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。 [相互理解、寛容] 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。 C 主として集団や社会との関わりに関すること [遵法精神、公徳心] 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。 [公正、公平、社会正義] 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。 [社会参画、公共の精神] 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。 [勤労] 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。 [家族愛、家庭生活の充実] 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。 [よりよい学校生活、集団生活の充実] 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。 [郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度] 郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。 [我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度] 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。 [国際理解、国際貢献] 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。 [自然愛護] 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。 [感動、畏敬の念] 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。 [よりよく生きる喜び] 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。 [家族愛、家庭生活の充実] 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。 [よりよい学校生活、集団生活の充実] 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。 [郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度] 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。 [我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度] 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。 [国際理解、国際貢献] 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。 [自然愛護] 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。 [感動、畏敬の念] 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。 [よりよく生きる喜び] 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。
第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 各学校においては、道德教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道德科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。 (2) 道德科が学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育とし	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 各学校においては、道德教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道德科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。 (2) 道德科が学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育とし

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
ては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。 (3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするもののよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。 (4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に議論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。 (5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。 (6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。 (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。 3 教材については、次の事項に留意するものとする。 (1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用にも努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。 (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。 ア 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。	ては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。 (3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするもののよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。 (4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に議論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。 (5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。 (6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。 (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。 3 教材については、次の事項に留意するものとする。 (1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用にも努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。 (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。 ア 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。 ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。 4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。	イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。 ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。 4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。
第4章 総合的な学習の時間	第4章 総合的な学習の時間
第1 目標 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。 (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。 (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。 第2 各学校において定める目標及び内容 1 目標 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。 2 内容 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。 3 各学校において定める目標及び内容の取扱い 各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。 (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。 (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。 (4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の	第1 目標 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、<u>学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。</u> 第2 各学校において定める目標及び内容 1 目標 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。 2 内容 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。 (第3の1より移行) (3) <u>第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。</u> (第3の1より移行) (5) <u>学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
将来に関する課題などを踏まえて設定すること。 (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。 ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。 イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。 ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。 (7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。 (2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。その際、小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえること。 (3) 他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。 (4) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。 (5) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。 (6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。 (7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をする	や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。 (第3の1より移行) (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。 (1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。その際、小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえること。 (6) 各教科、道徳科及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。 (7) 各教科、道徳科及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。 (8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。 (9) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をするこ

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
こと。 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。 (2) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。<u>その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。</u> (3) 探究的な学習の過程においては、<u>コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。</u> (4) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。 (5) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、<u>探究的な学習の過程に適切に位置付けること。</u> (6) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、<u>全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。</u> (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。 (8) 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、<u>探究的な学習に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。</u>	と。 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。 (2) 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。 (3) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。 (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、<u>問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。</u> (5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。 (7) 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、<u>問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。</u>
第5章 特別活動	第5章 特別活動
第1 目標 <u>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</u> (1) <u>多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</u> (2) <u>集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</u> (3) <u>自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</u>	第1 目標 <u>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 1 目標 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 2 内容 1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 学級生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 生徒会など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、学級としての提案や取組を話し合って決めること。 (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮しながらよりよい集団生活をつくること。 イ 男女相互の理解と協力 男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする。 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 給食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用	第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 1 目標 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。 2 内容 学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。 (1) 学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 (2) 適応と成長及び健康安全 イ 自己及び他者の個性の理解と尊重 オ 望ましい人間関係の確立 エ 男女相互の理解と協力 ア 思春期の不安や悩みとその解決 ク 性的な発達への適応 キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 (3) 学業と進路 ア 学ぶことと働くことの意義の理解 イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。 ウ 主体的な進路の選択と将来設計 目標をもって、生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。 3 内容の取扱い (1) 2の(1)の指導に当たっては、集団としての意見をまとめる話し合い活動など小学校からの積み重ねや経験を生かし、それらを発展させることができるよう工夫すること。 (2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。 【生徒会活動】 1 目標 異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 2 内容 1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。 (2) 学校行事への協力 学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。 (3) ボランティア活動などの社会参画 地域や社会の課題を見いだし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。 【学校行事】 1 目標 全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 2 内容 1の資質・能力を育成するため、全ての学年において	エ 望ましい勤労観・職業観の形成 (2)より移行) ウ 社会の一員としての自覚と責任 カ ボランティア活動の意義の理解と参加 ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用 オ 主体的な進路の選択と将来設計 【生徒会活動】 1 目標 生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。 2 内容 学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。 (1) 生徒会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 生徒の諸活動についての連絡調整 (4) 学校行事への協力 (5) ボランティア活動などの社会参加 【学校行事】 1 目標 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。 2 内容 全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
<u>て、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</u> (1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるように<u>すること。</u> (2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、<u>自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。</u> (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、<u>事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</u> (4) 旅行・集団宿泊の行事 平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、<u>よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。</u> (5) 勤労生産・奉仕の行事 勤労の尊さや<u>生産の喜び</u>を体得し、<u>職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</u>	を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。 (1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような<u>活動を行うこと。</u> (2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、<u>その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。</u> (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての<u>理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</u> (4) 旅行・集団宿泊の行事 平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、<u>集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。</u> (5) 勤労生産・奉仕の行事 勤労の尊さや<u>創造することの喜び</u>を体得し、<u>職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</u>
3 内容の取扱い (1) <u>生徒や学校、生徒の実態に応じて、2に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。</u>	(第3の2より移行) (3) 「<u>学校行事</u>」については、<u>学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。</u>
第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) <u>特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。</u> (2) <u>各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際、</u>	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) <u>特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生か</u>

新(平成29年告示)	旧(平成20年告示, 平成27年一部改正)
学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮するとともに、第2に示す内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。 (3) 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。 (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。 (5) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 学級活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。 (2) 生徒及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。 (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活ができるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。 (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。	すとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。 (4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) [学級活動] 及び [生徒会活動] の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。 (2) [学級活動] については、学校、生徒の実態及び第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。 (1より移行) (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう[学級活動]等の指導を工夫すること。特に、中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活ができるよう工夫すること。 (2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談(進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

旭川校	〒070-0034	旭川市四条通8-1703-12	日本生命旭川四条通ビル8F	☎ 0166(26)6990
札幌校	〒060-0807	札幌市北区北7条西4-17-1	竹山ホワイトビルディング	☎ 011(726)3050
函館校	〒040-0011	函館市本町8-18	ベストアメニティ五稜郭ビル2F	☎ 0138(31)3412
青森校	〒030-0801	青森市新町1-1-14	損保ジャパン日本興亜青森ビル2F	☎ 017(774)1515
仙台校	〒980-6127	仙台市青葉区中央1-3-1	アエル27F	☎ 022(263)0731
秋田校	〒010-0001	秋田市中通2-2-7	トラストワンビル213F	☎ 018(837)5331
津田沼校	〒274-0825	船橋市前原西2-14-2	津田沼駅前安田ビル9F	☎ 047(493)8370
大宮校	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-380-1		☎ 048(654)7501
東京校	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-7-1	松岡セントラルビル3F	☎ 03(3348)0731
お茶の水校	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-1-20	お茶の水ユニオンビル3F	☎ 03(3291)0731
池袋校	〒171-0021	東京都豊島区西池袋1-11-1	メトロポリタンプラザビル13F	☎ 03(5954)0731
立川校	〒190-0023	立川市柴崎町3-5-2		☎ 042(529)7530
横浜校	〒220-0004	横浜市西区北幸1-4-1	横浜天理ビル11F	☎ 045(320)0731
町田校	〒194-0022	町田市森野1-22-14	小田急シティビル町田4F	☎ 042(721)5001
新潟校	〒950-0901	新潟市中央区弁天1-1-22	東信新潟ビル6F	☎ 025(247)7291
静岡校	〒420-0857	静岡市葵区御幸町11-30	エクセルワード静岡ビル3F	☎ 054(273)6361
名古屋校	〒450-6306	名古屋市中村区名駅1-1-1	J Pタワー名古屋6F	☎ 052(563)2095
金沢校	〒920-0856	金沢市昭和町16-1	ヴィサージュ12F	☎ 076(263)3870
京都校	〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99	四条SETビル6F	☎ 075(252)0762
大阪校	〒530-0001	大阪市北区梅田1-3-1	大阪駅前第一ビル12F	☎ 06(6345)0731
難波校	〒556-0017	大阪市浪速区湊町1-2-3	マルイト難波ビル7F	☎ 06(6645)0731
神戸校	〒650-0034	神戸市中央区京町75-1	京町栄光ビルディング1F	☎ 078(391)0731
岡山校	〒700-0024	岡山市北区駅元町15-1	リットシティビル3F	☎ 086(255)6244
広島校	〒730-0031	広島市中区紙屋町2-2-6	紙屋町イワミビル7F	☎ 082(541)0731
高松校	〒760-0019	高松市サンポート2-1	高松シンボルタワー11F	☎ 087(821)1731
松山校	〒790-0005	松山市花園町1-3	日本生命松山市駅前ビル4F	☎ 089(947)6605
北九州校	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野1-1-1	小倉駅北口ビル3F	☎ 093(541)1511
福岡校	〒810-0001	福岡市中央区天神1-1-1	アクロス福岡5F	☎ 092(716)5533
長崎校	〒850-0032	長崎市興善町2-24	長崎第一生命ビル3F	☎ 095(818)5033
大分校	〒870-0035	大分市中央町1-1-5	大分第一生命ビル2F	☎ 097(536)7588
熊本校	〒860-0805	熊本市中央区桜町1-20	西嶋三井ビルディング2F	☎ 096(359)7611
鹿児島校	〒892-0842	鹿児島市東千石町14-10	天文館三井生命 南国テレホンビル6F	☎ 099(227)3455